

ケーブルテレビ徳島株式会社 多チャンネル特約

この特約は、神山町、佐那河内村(以下、「業務区域」という。)において、ケーブルテレビ徳島株式会社(以下、「甲」という。)と、甲及び業務区域の自治体が設置する設備によりサービス提供を受ける者(以下、「乙」という。)について定めた、ケーブルテレビ徳島契約約款(以下、「基本約款」という。)の特約(以下、「本特約」という。)として適用される。

(サービスの内容)

第1条 甲は、業務区域内において、基本約款に基づく契約(以下、「基本契約」という。)がなされている場合に、多チャンネルサービス提供に必要な施設を設置し、その維持管理に当たるとともに、乙に次のサービスを提供する。

(1) 多チャンネルサービス

甲が乙に貸与するセットトップボックス(以下、「STB」という。)で受信が可能になる、別料金に基づく番組を付加した放送サービス。

(2) ペイチャンネルサービス

料金表3に定めるペイチャンネルサービス利用料の支払により視聴可能となるサービス

(3) 放送事業者が行う有料放送の同時再放送サービス

乙が別途放送事業者と有料の視聴契約を締結することにより、甲が行う放送事業者の有料放送の同時再放送サービス

(4) 前各号に付帯関連するサービス

(加入契約の単位)

第2条 加入契約は基本契約毎に行う。

2. 業務目的で、あるいは継続して甲の提供するサービスを不特定または多数の人に提供する場合、本条第1項の規定にかかわらず別途甲の承諾が必要となる。

(契約の成立および有効期間)

第3条 加入契約は、加入申込者があらかじめ本特約を承認し、別に定める様式の加入申込書に必要な事項を記載の上申込み、甲がこれを承諾した時に成立するものとする。

2. 甲は、前項の規定にかかわらず、技術的に接続が出来ない等により、サービスの提供が困難なときは、加入契約の申込みの承諾を取り消すことがある。

(STB)

第4条 甲は、甲が提供するデジタル放送を受信するために必要な機器であるSTB 本体およびリモコン等を乙に貸与するものとする。また、BSデジタル放送用ICカード(以下、「B-CASカード」という。)およびケーブルテレビデジタル放送用ICカード(以下、「C-CASカード」という。)の取り扱いについては、第17条第1項の規定によるものとする。

2. 甲が、乙に貸与したSTBは、解約時および解除時に甲に返還するものとする。乙が、故意または過失によりSTBおよびリモコンを破損或いは紛失した場合には、その実費を甲に支払うものとする。また、甲が必要と認める場合を除き、乙はSTBの交換を請求できない。

3. 甲が貸与もしくは指定するSTB以外のSTBは利用できない。

(所有および維持管理区分)

第5条 甲は、甲施設およびSTB等を所有するものとする。

2. 乙は、映像用回線終端装置の出力端子以降の、自治体が設置した設備以外の全ての施設(以下、「乙施設」という。)を所有し、その設置工事に要する費用を負担するものとする。

また、乙は、第4条第1項の規定により甲が乙に貸与したSTB等を善良なる管理者の注意をもって維持管理するものとする。

(サービスの提供の開始)

第6条 サービスの提供の開始は、STB において視聴制御を解除した時からとする。

(利用料)

第7条 乙は、料金表1・2に定める多チャンネルサービス利用料及びオプションサービス利用料を、サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から支払うものとする。ただし、サービスの提供を受け始めた日の属する月に、乙の都合により解約もしくは休止をした場合は、1ヶ月分の既受け付けサービス利用料を支払うものとする。なお、日割り計算はしないこととする。

2. 第1条(2)に定めるサービスの提供を受ける乙は、料金表3に定めるペイチャンネルサービス利用料を、サービスの提供を受け始めた日の属する月から支払うものとする。ただし、BS放送によるペイチャンネルサービス利用料は、サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から支払うものとする。

3. 甲が、第1条に定めるサービスを、月のうちに引き続き10日以上行わなかった場合は、当該月分の料金は、前2項の規定にかかわらず無料とする。

4. 社会経済情勢の変化、提供するサービス内容の変更等に伴い、甲は利用料の改定をすることがある。

5. NHK受信料および放送事業者が行う有料放送の料金については、甲の設定した利用料の中には含まれていない。

(料金等の支払方法)

第8条 乙が甲に支払う料金等の支払い方法は、甲が指定する方法によるものとする。甲が指定する方法は次の各号による。

(1) 第5条第2項に定める費用については、契約日の属する月の翌月の、甲が指定する期日までにそれぞれ支払うものとする。

(2) 第7条第1項に定める多チャンネルサービス利用料及びオプションサービス利用料については、当月分を翌月の甲が指定する期日までに支払うものとする。

(3) 第7条第2項に定めるペイチャンネルサービス利用料については、当月分を翌月の甲が指定する期日までに支払うものとする。

(4) 前3号の規定にかかわらず、金融機関が休日の場合は翌営業日までとする。

(延滞利息)

第9条 乙が、料金等の支払を支払期日より3ヶ月を超えて延滞した場合、乙は年利3.0%の遅延金を支払期日の翌日より支払日までの期間に応じて支払うものとする。

(免責事項)

第10条 乙は、甲施設維持管理の必要上、甲のサービスが中止する事がある事を承諾するものとする。

2. 甲は、天災、事変、その他甲の責に帰する事のできない事由による、サービス提供の中止に対しての損害賠償には応じないものとする。

3. 前項にかかわらず、サービスの中止に対しての損害賠償は第7条第3項の範囲とし、中止されたサービスの再提供には応じないものとする。

4. 甲は、天災、事変、その他甲の責に帰する事のできない事由により、甲施設に起因して乙の所有する設備に損害を与えた場合の損害賠償には応じないものとする。

5. 録画機能付きSTBの利用について、STB本体の不具合や毀損および紛失等の原因により録画機能および録画物の再生機能に不具合が生じた場合、甲はこれらにより生じた損害賠償には応じないものとする。また乙は設置位置の変更、故障、サービスの解除等により、機器の交換や撤去を行う場合においては、STBに記録された録画物に関する一切の権利は放棄するものとする。

(故障対応)

第11条 甲または甲の指定する業者は、乙から甲の提供するサービスの受信に異常の申し出があった場合には速やかにこれを調査し、必要な措置を講じる。ただし、受信異常が乙の所有する受信設備および受信機に起因する場合はこの限りではない。

2. 乙は、受信異常の原因が乙の瑕疵、または乙の受信設備による場合は、その調査、修復に要する費用を負担するものとする。
3. 乙は、乙の故意または過失により甲施設に故障を生じさせた場合、その施設の修復に要する費用を負担するものとする。

(乙の義務)

- 第12条** 乙は、甲または甲の指定する業者が甲施設の設置、調査、修理、撤去等を行うため、乙が所有もしくは占有する土地、建物、構築物等への立ち入りおよび無償使用することを承認するものとする。
2. 乙は、甲のサービスを受ける事について、地主、家主その他利害関係人があるときは、予め必要な承認を得ておくものとし、この事に関して責任を負うものとする。
 3. 乙が、録音・録画等により、甲のサービスを第三者に供給する事および対価を受けて甲のサービスを第三者に上演する事は、法令により禁止されている。
 4. 乙は、契約した乙施設以外の設備に、甲施設を接続することはできない。

(放送内容の変更)

- 第13条** 甲は、やむを得ぬ事情により放送内容を変更する事が有る。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じない。

(加入申込書記載事項の変更)

- 第14条** 乙は、加入申込書の記載事項の変更を希望する場合には、甲の定めた方法により申し出るものとする。

(解約)

- 第15条** 乙は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の10日以上前に、甲の定めた方法によりその旨を申し出るものとする。
2. 乙は、解約の場合第7条の規定による利用料を、当該解約の日の属する月分まで支払うものとする。なお、日割り計算はしないこととする。
 3. 解約の場合、甲は貸与した STB1 式を撤去する。

(停止および解除)

- 第16条** 甲は、乙が利用料等の支払を3ヶ月以上遅延した場合、または本約款に違反する行為があったと認める場合は、乙に通告した上でサービスの提供を停止または加入契約を解除することができるものとする。なお、解除の場合は第15条第2項および第3項の規定を適用する。

(B-CASカード、C-CASカード及び ACAS チップの取り扱いについて)

- 第17条** B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによる。
2. 甲は、C-CASカードを必要とするSTBを利用する乙に、STB1台につき1枚無償貸与するものとする。甲の手配による以外のデータ追加・変更・改竄は禁止し、それらが行われた事による甲及び第三者に及ぼされた損害・利益損失は乙が補償するものとする。また、STBの解約時及び解除時は、甲に返還するものとする。なお、乙が破損或いは紛失した場合には、料金表に定める損害金を甲に支払うものとする。
 3. ACAS チップの所有は、甲に帰属し、甲以外の手配によるデータ追加・変更・改竄は禁止し、それらが行われた事による甲及び第三者に及ぼされた損害・利益損失は、乙が補償するものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第18条** 甲は、サービスの提供に関連して知り得た乙の個人情報(以下、「個人情報」という。)を、甲「個人情報保護方針」に基づき、適正に管理・利用する。

(合意管轄)

- 第19条** 乙は、本特約の解釈または履行につき争いが生じた場合の管轄裁判所を、徳島簡易裁判所または徳島地方裁判所とする事に合意するものとする。

(定めなき事項)

- 第20条** 本特約に定めのない事項または本特約の解釈について疑義が生じた場合は、甲および乙は誠意をもって協議の上解決に当たるものとする。

(特約の改定)

- 第21条** 本特約は、総務大臣に届け出た上で改定する事がある。
2. 改定した特約は、甲ホームページに掲載することにより周知したこととする。
 3. 本特約を改定した場合には、改定後の特約によりサービスを提供するものとする。

付則

- (1) 一括加入、ホテル、旅館、業務用等については別に定める。
- (2) この特約は、平成 22 年1月1日から施行する。
- (3) 令和 8 年 7 月 1 日改定

(宣伝活動に関する特約)

1. 乙は、甲より送付される番組案内にチラシ等が同封されることを了承するものとする。
2. 乙は、甲が提供する番組の放送事業者より、宣伝及び販売促進活動がなされることを了承するものとする。

料金表(税込)

1. 多チャンネルサービス利用料

項目	月額利用料		備考
	基本利用料	STB 増設利用料 (1 台毎)	
CS らくらくチャンネル	3,850 円	-	初回視聴開始時に初回手数料 2,200 円が必要 TV3 台まで視聴可能
デジタルプラスデラックス	3,850 円	3,080 円	
デジタルプラス	2,750 円	1,980 円	
デジタルミニ	基本パック (1 パック含む)	1,650 円	A・B・C・D・E パックから選択可
	パック追加 (1 パック毎)	550 円	

- ・CS らくらくチャンネルは STB を使用しない視聴方式。他の多チャンネルサービスと同時利用は不可。
- ・デジタルプラスサービスへの新規申込みは平成 28 年 4 月 30 日をもって終了。
- ・デジタルミニサービスへの新規・追加申込は、令和 5 年 6 月 30 日をもって終了。
- ・デジタルミニのパックとは、デジタル放送 4~9 チャンネルで構成するサービスを指す。

2. オプションサービス利用料

項目	月額利用料(STB1 台毎)	備考
録画機能付STB・ブルーレイ	1,650 円	オプション同士の組み合わせ不可 CS らくらくチャンネルには適用不可
録画機能付STB	1,100 円	
トリプルチューナSTB	550 円	

3. ペイチャンネルサービス利用料等

項目	月額利用料	備考
東映チャンネルHD	1,650 円	STBによる提供 STB1 台毎
アニメシアターX(AT-X)	2,180 円	STBによる提供 STB1 台毎
Mnet HD	2,530 円	STBによる提供 STB1 台毎
タカラヅカ・スカイ・ステージ	2,970 円	STBによる提供 STB1 台毎
フジテレビNEXT ライブ・プレミアム	2,360 円	STBによる提供 STB1 台毎
BS10プレミアム	1,980 円	STBによる提供 STB1 台毎 ※
WOWOW(3ch セット)	2,530 円	STBによる提供 STB1 台毎 ※
J SPORTS4	1,430 円	STBによる提供 STB1 台毎
衛星劇場HD	2,200 円	STBによる提供 STB1 台毎
SPEEDチャンネル 2	990 円	STBによる提供 STB1 台毎
グリーンチャンネル(2ch セット)	1,100 円	STBによる提供 STB1 台毎
レジャーチャンネル(3ch セット)	1,078 円	STBによる提供 STB1 台毎

※BS放送によるペイチャンネルサービス。

4. 工事費等

項目	金額
STB 取付工事費	8,800 円
その他工事費	実費
点検・補修費	実費

5. 損害金

項目	金額
B-CAS カード	2,160 円
C-CAS カード	2,160 円

録画機能付STBご利用にあたっての同意事項

1. 「録画機能付き STB 及び録画機能付 STB・ブルーレイ」（以下、「録画機能付 STB」といいます。）の使用に際し、録画機能付 STB に不具合に生じたことにより録画ができなかった場合、または録画・編集されたデータ（以下、「録画内容」といいます。）が消失した場合、これにより生じた損害につきましては、原因の如何を問わず甲は一切の責任を負いかねますのでご了承下さい。
2. 録画機能付STBが故障等により交換が必要な場合、または本サービスを解約する場合には、録画内容はすべて消去致します。これにより生じたあらゆる損害について、原因の如何を問わず甲は一切の責任を負いかねます。デジ録プラスで録画した内容を恒久的に保存したい場合は録画機能付STBに保存せず、直接外部機器に保存して下さい。
3. 録画機能付 STB の録画内容を外部機器へコピーまたは移動することは、一部メーカー、機種によってできない場合があります。
4. 録画機能付STB・ブルーレイはコピーガード制限により、ブルーレイディスク再生時にD端子出力からハイビジョン画質で出力されない場合があります(市販のBDビデオ、BD-R等に記録した番組など)。
※HDMI 接続はハイビジョン画質になります。
5. 録画機能付STBではアナログのチャンネルは録画できません。

損害金について

6. プランの変更、休止及び解約の場合は直ちに録画機能付STB等機器一式をご返却頂きます。なお、ご返却なき場合は、下表に定める損害金をお支払いいただきます。
7. 録画機能付STBを故意、または過失により録画機能付STBを破損或いは紛失した場合には、下表に定める損害金をお支払いいただきます。

項目	損害金(税込)
録画機能付STB	88,000円
録画機能付STB・ブルーレイ	99,000円
録画機能付STB付属リモコン	3,300円
B-CASカード	2,160円
C-CASカード	2,160円